

# ビオトープだより第54号

会員・BAより ビオトープに関する情報を提供します。

特定非営利活動法人  
日本ビオトープ協会  
<https://www.biotope.gr.jp/>

## 1. 「生物多様性世界目標（GBF）に則した環境先進国・EUの自然再生法」 協会事務局

生物多様性世界目標（GBF）の目標に即した「EUの自然再生法（Nature Restoration Law）」が2024年6月17日に採択されています。

### 《EU理事会プレスリリース》

本日、理事会は、自然再生に関するこの種のものとしては初めての規則を正式に採択しました。この法律は、2030年までにEUの陸域と海域の少なくとも20%を回復し、2050年までに回復が必要なすべての生態系を回復するための措置を講じることを目的としています。

陸域から海洋、淡水、都市部の生態系まで、リストされた各生態系における、自然回復のための具体的で法的拘束力のある目標と義務を設定しています。

この規制は、気候変動と自然災害の影響を、軽減することを目的としています。これは、EUが国際的な環境コミットメントを果たし、ヨーロッパの自然を回復するのに役立ちます。

### 《アラン・マロン、ブリュッセル首都圏政府の気候移行・環境・エネルギー・参加型民主主義担当大臣》

私は、ほぼ1年前に欧州議会と理事会の間で合意された自然再生法に対する、この肯定的な投票に満足しています。努力の結果であり、それが報われました。環境保護に一息つく時間はありません。今日、EU理事会は、ヨーロッパの自然を回復し、それによってその生物多様性とヨーロッパ市民の生活環境を保護することを選択しています。欧州における生物多様性の崩壊の緊急性に対応するとともに、EUが国際的なコミットメントを果たせるようにすることも、私たちの義務です。欧州代表団は、頭を高く上げ次のCOPに臨むことができるでしょう。

### 《陸と海の生態系の回復》

日本では「自然再生」と訳されて一般化されているが、「Restoration」は、「復元」「回復」の意味で、本来なら「自然復元法」と言うべきである

新しいルールは、加盟国の陸と海の生息地全体で劣化した生態系を回復し、気候の緩和と適応に関するEUの包括的な目標を達成し、食料安全保障を強化するのに役立ちます。



この規則は、加盟国に対し、2030年までにEUの陸域と海域の少なくとも20%をEUの目標として共同で回復するための措置を確立し、実施することを義務付けています。

この規制は、湿地、草原、森林、河川、湖沼などの陸域と、沿岸、淡水、森林、農業、都市生態系、および海草や海綿、サンゴ礁などの海洋生態系を対象としています。

2030年まで、加盟国は「ナチュラ 2000」の遺跡を優先して修復措置を実施します。

規則に記載されているように、状態が悪いと判断された生息地については、加盟国は回復のための措置を講じます。

2030年までに少なくとも30%  
2040年までに少なくとも60%  
2050年までに90%以上

#### 《劣化させないための取り組み》

加盟国は、以下の項目の著しい劣化を防止するための努力を払います。

修復のおかげで良好な状態に達しているもの  
規則に記載されている陸域および海洋の生息地

#### 《花粉媒介者の保護》

ここ数十年で、ヨーロッパにおいて、花粉媒介者である野生昆虫の豊富さと多様性は劇的に減少しています。これに対処するため、この規制では、遅くとも2030年までに花粉媒介者の個体数減少を逆転させるよう、その措置について特定の要件を導入しています。

#### 《エコシステムに特化した対策》

この規制は、農地、森林、都市生態系など、さまざまな種類の生態系に対する特定の要件を定めています。

加盟国は、これら3つの指標のうち、草原の蝶の個体数、農地の鉱物土壌中の有機炭素のストック、および多様性の高い景観の特徴を持つ農地の割合の2つを強化することを目的とした措置を講じることになります。森林の鳥の個体数を増やし、2030年末まで都市の緑地と樹冠被覆の純損失がないようにすることも、この新しい法律の重要な対策です。

また、加盟国は、排水された泥炭地を回復し、2030年までにEUレベルで少なくとも30億本の追加植樹を支援することを目的とした措置を講じます。2030年までに少なくとも25,000kmの河川を自由流域に変えるために、加盟国は地表水の接続性に対する人為的な障壁を取り除くための措置を講じます。

#### 《国家復興計画》

新しい規則の下では、加盟国は事前に計画を立て、国家復興計画を委員会に提出し、目標をどのように達成するかを示す必要があります。また、EU全体の生物多様性指標に基づいて、進捗状況を監視し、報告する必要があります。

## ○ 次のステップ

この規則は今後、EU の官報に掲載され、発効し、すべての加盟国で直接適用されるようになります。欧州委員会は 2033 年までに、この規制の適用と、農業、漁業、林業部門に与える影響、およびその広範な社会経済的影響について再検討します。

## ○ 制定の背景

欧州委員会は 2022 年 6 月 22 日、欧州グリーンディールの一部である EU の 2030 年生物多様性戦略の下で、自然再生法を提案しました。ヨーロッパの生息地の 80%以上が劣悪な状態にありましたが、自然を保護、保全するための過去の努力は、この憂慮すべき傾向を逆転させることができませんでした。

それ故に、今回の規制では初めて、自然を保護するだけでなく、回復するための措置を採用することに着手しました。この規制は、EU が国際的なコミットメント、特に 2022 年の国連生物多様性会議(COP15)で合意された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の達成を支援するものです。

### \* 「自然環境の劣化は、食料の安全保障の脅威」との共通認識

「2030 年までに EU の陸海域の 20%以上、2050 年までに再生が必要なすべての生態系を回復する」という世界初の自然の復元に関する義務を伴う法律である。

劣化が進む自然環境への危機感から、かなり先進的な厳しい数値目標が設定された。

水域の生物多様性を守るため、2030 年までに域内で 25,000 キロの、自由に流れる河川を復元することが規定されています。河川復元のために、ダムなどの障壁を特定し、取り除くことまで求められています。

更に、農業生産に重要な花粉媒介者（ミツバチやチョウなど）を増やし、特に農地において蝶や鳥の数を増やすことも目標に定められています。

森林に関しても、その健全性と生物多様性を高めることを求めており、2030 年までに EU 全域で 30 億本の植樹が計画されています。

これらの目標が全ての EU 加盟国に義務付けられ、各国は復元計画を策定し、進捗を報告する必要があります。非常に野心的な政策ですが、生物多様性世界目標の達成とネイチャーポジティブの実現には、不可欠な取り組みです。

\* 日本ビオトープ協会に於いても、環境先進国の政策を理解し、将来残すべき日本の国土に向けて、理念を持って取り組んで参りましょう。



以上